

～「Ubiquitous（ユビキタス）」とは「どこにでも存在する」を意味するラテン語。

「いつでも、どこでも、だれでも」が関わることのできるネットワーク環境のこと～

平成21年4月に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律が施行されました。（以下法律*と記述）本県における児童生徒の携帯電話の利用実態を把握し、指導の参考に資するため、平成21年10月に実施したアンケート調査の結果についてお伝えします。（調査対象および抽出校：高等学校12校 1,177名 1年生400名 2年生409名 3年生368名）

「携帯電話についてのアンケート」の調査結果について（概略）

高校生の携帯電話の所持率は9割以上で、所持していると回答した生徒のうち約5割が携帯電話の利用に当たり保護者との約束事がないと回答しています。昨年度の調査結果と比較すると減少していますが、今後も学校と保護者が連携して指導する必要があることを示しています。

また、本年度（平成21年4月から10月までの間）携帯電話のインターネット機能やメール機能を使用して、3割弱の生徒が嫌な思いをしたことがあると回答しています。昨年度の調査結果と比較すると減少していますが、「メール、掲示板、チャットで悪口を書かれた」や、「掲示板に個人情報を無断で公開された」などの項目は微増しています。個人情報保護や人権教育の観点から、今後も指導が必要な部分です。

表1 携帯電話を所持している生徒の割合(%)

	高校1年	高校2年	高校3年
平成20年度	98.2%	97.5%	96.3%
平成21年度	94.5%	97.1%	95.7%

表2 保護者との約束事がない生徒の割合(%)

	高校1年	高校2年	高校3年
平成20年度	48.6%	56.2%	63.8%
平成21年度	42.1%	50.9%	53.7%

※アンケート結果の詳細については「ケータイ・インターネット指導のためのポータルサイト」をご覧ください。

長野県教育委員会ホームページ

⇒

生徒指導

⇒

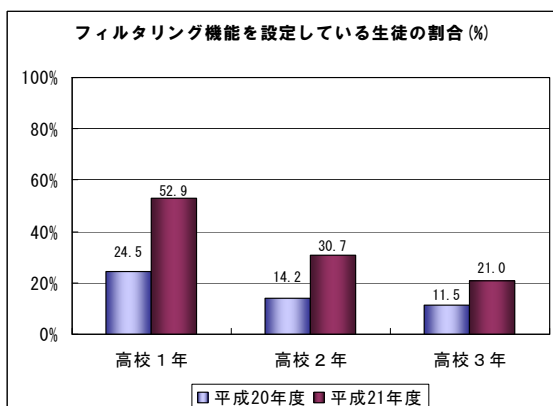
ケータイ・インターネットに係る指導資料

～ アンケートの調査結果で特徴的だった項目について ～

フィルタリング機能について

フィルタリング機能を設定していると回答した生徒の割合は、昨年度の調査結果と比較すると、どの学年においても約2倍になりましたが、法律*の施行後にもかかわらず5割程度または以下であることがわかりました。法律*の施行により、携帯電話インターネット接続役務事業者は、フィルタリングサービスの利用を条件としてインターネット接続役務を提供しなければなりません。

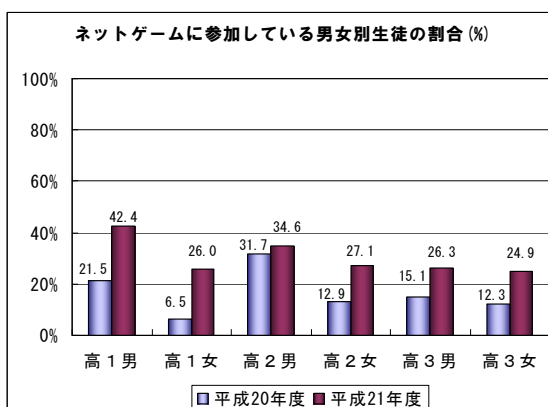
しかし、保護者が「フィルタリング利用の必要なし」と申し出れば、事業者にはフィルタリング機能の提供義務はありません。フィルタリング機能の利用については保護者の判断に委ねられているということを再確認するとともに、法律*は整備されたものの依然として約5割の生徒がフィルタリング機能を設定していないという現状を踏まえて指導する必要があります。



ネットゲームについて

携帯電話のインターネット機能を利用してネットゲームに参加していると回答した生徒の割合は、どの学年においても増加しています。高校1年生においては、男子が42.4%、女子が26.0%と、昨年度の調査結果と比較すると急増しています。男子の割合が多いものの、女子の割合の大幅な増加が目立ちます。

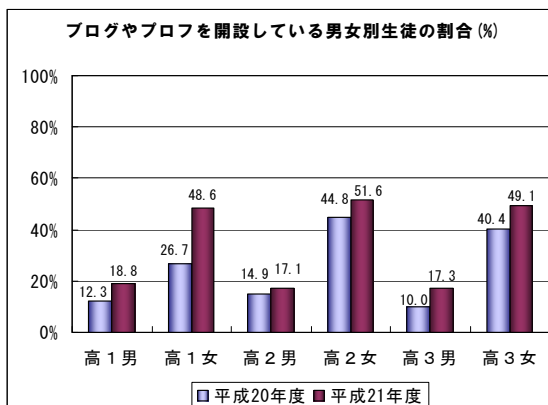
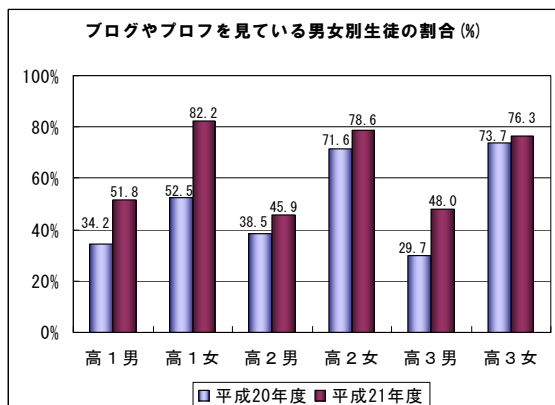
ネットゲームなどのサイトについては、無料でゲームを楽しむ、小説やマンガを読むなどのほかに、コミュニケーションをとる機能が備わっているものが多く、ゲームのアイテムの現金取引、ネット不正行為、携帯電話依存症など、さまざまな問題点が指摘されていることも事実です。ネットゲームの現状や機能、その利用状況などについて把握し、適切に指導する必要があります。^{注1}



ブログやプロフについて

男子の約5割、女子の約8割がブログやプロフを見ているという実態がわかりました。また、男子の約2割、女子の約5割がブログやプロフを開設してインターネットに公開しているという実態もわかりました。ブログやプロフのなどサイトには、開設や更新を支援する機能が備わっており、誰でも簡単に情報を発信することができます。

しかし、開設にあたっての年齢、性別、職業等の認証は自己申告のため、なりすまし等の問題もあります。ブログやプロフに限らず、SNS (Social Networking Service) などの現状や機能、その利用状況などについて把握し、適切に指導する必要があります。^{注1}



^{注1} 「利用状況などについて把握し、適切に指導する」… 法律[※]には「保護者の責務」や「保護者が適切に管理」と明記されています。

次号の掲載内容(予定)

フィルタリング機能(フィルタリングのカスタマイズ)について紹介します。

身近な疑問についての質問をお受けしたいと思います。個別事例のご相談も可能な限り行いたいと思いますが、共通の話題として「ユビキタス@nagano」にもできる範囲で掲載したいと思います。下記までご連絡ください。

生徒指導総合対策会議事務局 担当：長野県教育委員会 教学指導課 心の支援室生徒指導係
Tel 026-235-7436(直通) Fax 026-235-7495 E-mail kokoro@pref.nagano.jp

※「ユビキタス@nagano」は参考資料として情報提供しています。学校の実情に合わせてご活用ください。